

第 7 0 号議案

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤
の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の一部を改正する条例

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学
校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年
新宿区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他こ
れらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」
を削り、同条各号を削る。

第 13 条第 2 項第 1 号中「17 万 1,650 円」を「17 万 2,550 円」に
改め、同項第 2 号中「7 万 5,290 円」を「7 万 7,890 円」に改め、同
項第 3 号中「8 万 5,780 円」を「8 万 6,280 円」に改め、同項第 4 号
中「3 万 7,600 円」を「3 万 8,900 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条
の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新宿区立の小学校、中学校及び特別支
援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 2
項の規定は、令和 5 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）以後
に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に
支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例によ
る。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の
前日までの間において、この条例による改正前の第 13 条第 2 項
の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支
給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、こ
れに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみな

す。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和5年政令第154号）の施行等に伴い、介護補償の額を改定するとともに、婦人補導院に係る規定を削除する必要があるため